

総務事業常任委員会会議録

令和6年2月29日

忠岡町議会

忠岡町議会総務事業常任委員会会議録

日 時 令和6年2月29日(木) 午前10時00分開会

場 所 委員会室

1. 出席委員

総務事業常任委員会委員長	松井 匡仁
〃 副委員長	河瀬 成利
〃 委員	今奈良幸子
〃 委員	北村 孝
〃 委員	是枝 綾子
〃 委員	勝元由佳子

1. 欠席委員

なし

1. 出席理事者

町 長	杉原 健士	副 町 長	井上 智宏
教 育 長	富本 正昭	町長公室長	立花 武彦
町長公室次長兼企画人権課長		町長公室次長兼総務課長	南 智樹
	明松 隆雄	秘書人事課長	中定 昭博
財政課長	岩佐 式人	危機管理課長	小倉由紀夫
住民部長	谷野 栄二	住民部次長兼生活環境課長	
住民課長	大谷 貴利		新城 正俊
税務課長	長谷川太志	産業まちづくり部長	村田 健次
産業建築課長	坂本 健三	土木課長	橋本 珍彦
		会計管理者兼会計課長	春日 正人
消 防 長	森下 孝之	消防次長兼消防予防課長	岸田 健二
消防総務課長	森田 憲久	消防署長兼消防警防課長	下川 浩幸

1. 本議会の職員

事務局長	柏原 憲一
主 査	酒井 宇紀

委員長（松井匡仁議員）

おはようございます。

委員皆様方におかれましては、ご多忙の中お集まりいただきまして、どうもありがとうございます。

ただいまから総務事業常任委員会を開会いたします。

（「午前10時00分」開会）

委員長（松井匡仁議員）

本日の会議は傍聴を許可しておりますので、よろしくお願いいたします。

委員長（松井匡仁議員）

本日の出席委員は全員でございますので、委員会は成立いたしております。

委員長（松井匡仁議員）

会議録署名委員は、委員会条例第26条の規定によりまして、11番・勝元由佳子委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

委員長（松井匡仁議員）

開会に先立ち、町長よりご挨拶を頂きます。杉原町長。

町長（杉原健士町長）

おはようございます。総務事業常任委員会開会に当たりまして、早朝よりご参集いただきまして誠にありがとうございます。

昨日は、予算のあれで堺市のほうでプレス発表して、無事にしてまいりましたので、ご報告しておきます。

今日の案件、量は少ないですけども、ひとつしっかりとご審議願いますよう心よりお願いいたしまして、開会に際しましてご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

委員長（松井匡仁議員）

よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

2月27日の本会議において、本委員会に付託を受けました議案4件の審査を行います。

それでは、これより議事に入ります。議案書に基づき議事を進めてまいります。

説明者は、ページ数を言ってからご説明いただきますようよろしくお願いいたします。

また、発言の際は、議員・理事者の皆さん、「委員長」と言っていただき、私がお名前をお呼びしてから発言していただきますようよろしくお願いいたします。

また、重ねまして、発言者は、マイクのスイッチを押してから発言されますように、どうぞよろしくお願いいたします。

委員長（松井匡仁議員）

それでは、案件．令和６年第１回忠岡町議会定例会付託案件についてを、議題といたします。

委員長（松井匡仁議員）

議案第６号 手数料条例の一部改正についてを、担当課より説明を求めます。

消防本部（岸田健二次長兼予防課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

岸田次長。

消防本部（岸田健二次長兼予防課長）

議案書の１５ページをお願いいたします。議案第６号、手数料条例の一部改正についてご説明申し上げます。内容につきましては、議案書の１７ページをお願いいたします。併せて、議案第６号消防署資料１をご覧ください。

本件は、地方公共団体の手数料の標準に関する政令が一部改正されたことに伴い、本町の手数料条例の一部を改正するものであります。

条例改正の背景としまして、バルクローリーと呼ばれるＬＰガスの運搬車で、一般消費者のガスタンクにＬＰガスを充填する場合は、液化石油ガスの保安の確保、及び取引の適正化に関する法律で定める充填設備としての許可の取得、工業用のガスタンクにＬＰガスを充填する場合は、高圧にした状態で充填するため、高圧ガス保安法で定める移動式製造設備の許可を取得する必要があります。

このため、同一のバルクローリーで一般消費者用と工業用のガスタンクにＬＰガスを充填する場合は、液化石油ガス法と高圧ガス保安法の２つの法令による許可を受ける必要があります。各法律の許可に対する申請書類の内容が大部分重複しており、また、各許可ごとに手数料が必要となるため、地方自治体及び事業者の事務的な負担及び事業者の経済的な負担となっていることから、液化石油ガス法で既に充填設備として許可を受けているバルクローリーについては、高圧ガス保安法の移動式製造設備の許可申請に係る事務手続を簡略化するとともに、手数料の低減が図られ、これまで一般消費者用を工業用と兼用する場合、高圧ガス保安法の移動式製造設備の許可申請時に、処理容積に応じ９万１，０００円から７，４００円の範囲の手数料が発生していましたが、改正により手数料が処理容積にかかわらず一律６，０００円に低減されるものでございます。

裏面をご覧ください。改正の内容につきましては、手数料条例別表第８の区分に、液化

石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の4第1項の許可を受けた者の許可の申請に対する審査、並びに手数料の額に6,000円を追加するものでございます。

改正による影響につきましては、忠岡町及び事業所の事務的な負担の軽減、並びに事業者の手数料の低減が図られるものでございます。

根拠法令につきましては、記載のとおりでございます。

なお、この条例は令和6年4月1日から施行するものでございます。

議案第6号消防署資料2は、新旧対照表となっておりますので、後ほどご高覧ください。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

委員長（松井匡仁議員）

ありがとうございました。説明は以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

3点お聞きしたいと思います。

まず1つ目はですね、この液化石油ガス法で既に許可を得ているところが、今度は高压ガス保安法で定めるそういった工業用のほうにその申請を出す際に、事務手続を簡略化するということで、添付資料が同じものであれば、それは要らないとかいうふうな簡略化がされるということですが、その際に、簡略化をするということはチェックが十分できるのかどうかという、安全性が確保されるのかどうか、その点についてお答えいただきたいと思います。

消防本部（岸田健二次長兼予防課長）

はい。

委員長（松井匡仁議員）

岸田次長。

消防本部（岸田健二次長兼予防課長）

許可申請の審査に対する書類のチェックは簡略化されるんですけども、その後に完成検査という項目がございます、実際にそのバルクローリーを私どもが見に行きましてチェックいたします。そこで基準に満たしていれば合格、基準に満たしていなければ不合格といったような完成検査を行いますので、安全性は確保されます。

委員長（松井匡仁議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

書類上は簡略化しても、実際に行って検査をするということで、その点については大丈夫であるということでもあります。事務手続を簡略化するということは、重なっている資料、添付資料についてを、以前提出したものと変わらなければよいということにするだけであって、チェックについては何ら変わらないということによろしいでしょうか。

消防本部（岸田健二次長兼予防課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

岸田次長。

消防本部（岸田健二次長兼予防課長）

はい、そのとおりでございます。各法律で許可申請に対する添付書類が15項目ございます。このうちの10項目が重複しておりますので、その重複している部分の書類は簡略化という形になります。

以上でございます。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

分かりました。簡略化されるとはいえ、きっちりと点検というんですかね、チェックをしていただくということでもあります。分かりました。

それともう1つ、2点目ですけれども、既に液化石油ガス法で許可申請の際、手数料を払っているということで、追加でその高圧ガス保安法で圧縮したガスを入れるというそちらの許可申請の際の手数料が、処理容積にかかわらず一律6,000円ということであります。この一律6,000円となる根拠ですね。例えば9万1,000円のが6,000円になるとか、2万1,000円が6,000円になる、こういったことになりましたが、一律6,000円の根拠ですね、これはどうなっているのでしょうか。

消防本部（岸田健二次長兼予防課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

岸田次長。

消防本部（岸田健二次長兼予防課長）

今回、6,000円になった経緯なんですけれども、事務の簡略化ということで、許可申請に対する処理時間が短くなるということで、国のほうから6,000円のうち5,2

30円が人件費、913円が物件費という形で示されておりまして、端数はちょっと切り捨てになりますので、書類審査の時間が短くなるというところで6,000円という値段が出ております。

以上でございます。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

一律になったというのは、その書類審査に係る時間が短縮されるということで、人件費が5,230円、物件費、事務費とかそういうのが913円で、実際には6,143円ということですが、6,000円ということであるということで、分かりました。ということですね。

もう1点、最後ですけれども、この対象となる事業所ですね、バルクローリーを持っていて、それで事業をやっているというところのその事業所が、忠岡町内には現在ありますでしょうか。

消防本部（岸田健二次長兼予防課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

岸田次長。

消防本部（岸田健二次長兼予防課長）

忠岡町管内には現在ございません。

以上でございます。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（松井匡仁議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

分かりました。現在はないということですが、将来的にそういう事業所が忠岡町に設置された場合は、これが対応されるということでもありますね。分かりました。

委員長（松井匡仁議員）

他にご質疑ございますでしょうか。勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

すみません、ちょっとまずこのこの許可の内容からお聞きするんですけど、これ、バルクローリーという車に対する許可ですよ。供給する施設側じゃなくって。で、その車

って移動するじゃないですか。どういう管轄というか、1か所に充填するだけじゃないと
思ってるんですけど、あちこちのその施設に充填する場合は、あちこちの自治体で許可取
るんですか。ちょっとそこら辺がよく分かれへんのですけど。車って移動するでしょう。

消防本部（岸田健二次長兼予防課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

岸田次長。

消防本部（岸田健二次長兼予防課長）

そのバルクローリーの常置場所、忠岡町にタンクローリーを駐車して事業を行うという
ことになりますので、許可は忠岡町のみに対しての申請になります。

以上でございます。

委員（勝元由佳子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

じゃあ、それは事業者の所在地なのか、車庫の場所、所在地なのか。ほかの業種でも事
業者の本店所在地と車庫というんですか、車を抱えてるような業種の場合、車庫が別の場
所にあることってあるじゃないですか。どっちで許可をそれなら取るんですか。

消防本部（岸田健二次長兼予防課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

岸田次長。

消防本部（岸田健二次長兼予防課長）

常置場所、車庫の所在地になります。

以上でございます。

委員（勝元由佳子議員）

分かりました。委員長。

委員長（松井匡仁議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

あと、その許可の基準ですけど、これは多分法律で決まってると思うんですけど、先ほ
どね、一応手続、書類のほうは簡略化されるけれども、最終の完成検査のほうは消防署の
職員さんが点検、チェックしますよっておっしゃってるんですけど、その、気になるのは
チェック能力なんですよ。許可基準をちゃんと満たしてるというチェックをできるかと

いうところで、このバルクローリーという特殊な、そういう車というか、点検するに当たって、その消防署の職員さんって、多分忠岡町に先ほどおっしゃったように対象施設が今までないわけじゃないですか。この許可の申請手続も、それこそチェックも審査もしたことないわけでしょう。で、実際今後来たときに、ちゃんと点検できますか。その基準をきちんと把握してできるんかというところが1点と、あとそのチェックに何か資格とか要るのか、普通の消防署職員なら誰でもできるのかとか、そこら辺お聞きしたいんですけど。

消防本部（岸田健二次長兼予防課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

岸田次長。

消防本部（岸田健二次長兼予防課長）

議員ご質問の件なんですけれども、私、この権限移譲される前に、大阪府のほうに約2週間、研修に行かせていただきまして、その中で府の担当者様から講義また研修を受け、その中で実際に検査に同行、行かせていただきました。私が府で学んだことを予防課員に私のほうから講義また研修を行っておりますので、実際、今現在のところ申請はないんですけれども、チェックリスト等きっちり作っております。また、各予防課員を研修、講習等に派遣しておりますので、その辺の心配はないかなと思っております。

あと、資格は必要ございません。

以上でございます。

委員（勝元由佳子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

もうどこまでも許可出したら行政の責任になるんで、多分ここら辺って許可基準がややこしいんやろうなと想像するんでね、府で研修していただいていると思いますけど、職員さん自身、ちゃんと規定を読んで理解して、やるようにはしていただきたいというところをお願いしておきます。

あと、これ手数料が審査の手数料ということになってるじゃないですか。普通、許可の申請手数料って、その審査も込みで全部ね、普通、許可申請の手数料って取ってる場合がほとんどなんですけど、これ、許可の申請手続の手数料と審査の手数料、分けてるでしょう。分かれてるんじゃないんですか、この表を見る限り。分かれてると想定して、そんなら質問しますね。分かれてるのは何でかというところ。分かれてないんやったら分かれてませんとおっしゃっていただいたらいいんですけど、申請手数料と審査手数料と違うんですかとか思ったりするんですけど、そこはどうなんですか。

消防本部（岸田健二次長兼予防課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

岸田次長。

消防本部（岸田健二次長兼予防課長）

審査に対する手数料と許可に対する手数料は、込みとなっております。

以上でございます。

委員（勝元由佳子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

じゃあ、これ単純にあれですか、普通に許可申請手数料と思っというたらいいいんですか。

審査って書いてるから分けてるのかなと思ったんですけど、普通の許可申請手数料という認識でいいということですか。

消防本部（岸田健二次長兼予防課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

岸田次長。

消防本部（岸田健二次長兼予防課長）

はい、そのとおりでございます。

委員（勝元由佳子議員）

分かりました。ありがとうございます。

委員長（松井匡仁議員）

それでは、他にご質疑ございますでしょうか。

（なし）

委員長（松井匡仁議員）

ないようですので、質疑を終結いたします。

委員長（松井匡仁議員）

続きまして、討論を行います。討論ございますでしょうか。

（なし）

委員長（松井匡仁議員）

これで討論を終結いたします。

続いて採決を行います。

お諮りいたします。議案第6号 手数料条例の一部改正について、原案のとおり可決す

ることにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

委員長(松井匡仁議員)

異議なしと認めます。

よって、議案第6号は、原案のとおり可決をされました。

委員長(松井匡仁議員)

続きまして、議案第9号 忠岡町地区集会所管理条例の一部改正についてを、担当課より説明を求めます。

町長公室(明松隆雄次長兼企画人権課長)

委員長。

委員長(松井匡仁議員)

明松次長。

町長公室(明松隆雄次長兼企画人権課長)

議案書の27ページをお願いいたします。議案第9号、忠岡町地区集会所管理条例の一部改正について、ご説明申し上げます。議案書の29ページをご覧ください。併せて、企画人権課資料をご覧いただきたいと思います。

本条例の一部改正につきましては、集会所建物を除却するため忠岡町集会所条例第2条の施設から新浜集会所の項を削るというものでございます。

条例改正につきましては、木材コンビナート内の進出企業の勤労者の福利厚生を含め、住民の憩いの場として昭和52年6月に開設された集会所施設でございますが、老朽化が進む中、平成17年度より建物の利用はされておらず、併せて公共施設管理計画においても運営を行わないと位置づけられていることから、今回、除却することとなったものでございます。

なお、改正による影響については、既に建物の利用はされておらず、特に影響はないものと考えてございます。

説明は以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

委員長(松井匡仁議員)

ありがとうございました。説明は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

委員(是枝綾子議員)

委員長。

委員長(松井匡仁議員)

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

新浜集会所は築４６年ということで、鉄筋コンクリートですか、鉄骨かな何か、鉄骨ですね、で造られて、外観はしっかりしているんですけども、ずっと平成１７年度から利用がされていないということで、中はちょっとよく分かりませんが、そういう状況にあるということで、今回除却と、撤去するということの条例改正が出ていますが、この施設はかなり１９７０何年かに造られてから、新浜で働く、事業所でね、会社で働く人たちがかなりいろんな文化的なことに、サークル的に使われたり、労働組合のほうでも使われたり、また労使交渉のそういった場にも使われたりと、かなり活用がされてきたということで役割は果たしてこられたというふうに思います。

平成１７年度以降、建物の利用がされていないということで、利用状況が変わったという、それぞれの会社でね、そういう場所もつくられてきたりということもあったのだとは思いますが、除却しても影響がないというふうに資料には書いております。ですが、この建物、除却して本当に影響がないのかということで、その利用されてこられたそういった新浜地区の事業所や労働者の方々等の意見は聞かれたのでしょうか。

町長公室（明松隆雄次長兼企画人権課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

明松次長。

町長公室（明松隆雄次長兼企画人権課長）

この建物でございますが、平成１７年から利用に供しておりません。これまで、議員申されましたとおり、木材コンビナート内企業の利用がされておりました。このことから一定利用はされておりましたが、これまで利用ございました新浜地区の皆様に対しまして、取りまとめ団体でございます木材コンビナート協会というものがございまして、そちらのほうにこの除却等についてのご説明させていただきまして、一定ご了承いただいているところでございます。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

そういうお声も聞いていただいて、特に問題ないということの、そういうお返事を頂いてるということであるということですね。ちょっと中ね、かなり使われていないので、かなり大変老朽化されているとは思いますが、そのまま使用するというのはちょっと難しいであろうと思います。除却ということで、仕方ないかなとは思いますが、その撤去をした跡ですね。跡は、ちょうどこの新浜公園というふうに、地図上、新浜公園というふうに表記

がされていて、広い芝生の公園があって、築山があって、ちょっと憩いの場になっているということでありますので、この撤去した後、どのようにこの新浜公園を忠岡町は管理していくのかと、どういうふうに活用していくのかということは、撤去後はどのように考えていらっしゃるでしょうか。

町長公室（明松隆雄次長兼企画人権課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

明松次長。

町長公室（明松隆雄次長兼企画人権課長）

議員申されますように、隣接して新浜の公園、緑地というものがございます。現在、こちらのほう、新浜のコンビナートの従業員皆さんの憩いの広場といいますか、憩いの場として利用されてございますので、当面、周辺企業労働者の皆様の憩いの場として利用されている施設、緑地というんですかね、その緑地と併せた駐車場というような形で一体利用させていただこうかなと考えてございます。

具体的な将来的な利用につきましては、今後検討していくことになろうかと考えてございます。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

そのまま公園として、何もない公園としてされていくということで、新浜地区の方々のためにということのようではありますが、いろいろ今後の活用方法については、忠岡町のほうでさらに検討していただきたいと思いますが、1つのちょっと例として、あの周りにはもう企業であります。ちょうどウッドテックの裏にあるので、あと道路があって、周りに何も民家がないというところですので、若いというか、少年たちがスケートボードでご近所に迷惑をかけているというふうなね、そういったことで、そのスケートボードがあそこでどんだけがんがんやっても周りに家ないし、文句はないと思いますが、そういった子どもたちがそういうスケートボードなんかが楽しめる、そういう場所にちょっと整備するということもまた1つの案として考えていただきたいと思いますが、いかがですか。

町長公室（明松隆雄次長兼企画人権課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

明松次長。

町長公室（明松隆雄次長兼企画人権課長）

委員からのご意見、一定ご意見として賜りたく存じますので、よろしくお願いいたします。

町長公室（立花武彦公室長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

立花公室長。

町長公室（立花武彦公室長）

その底地は府有地になりますので、使用については府と協議しながら進めていくことになりますので、よろしくお願いいたします。

委員長（松井匡仁議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

大阪府と協議して、管理は忠岡町が管理をされているかと思います。そうですね、管理は忠岡町ですね。

すみません、委員長。

委員長（松井匡仁議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

管理は忠岡町ということで、大阪府と協議をして、活用方法についてはそういう住民のためになるようにということで利用もしていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

委員長（松井匡仁議員）

他にご質疑ございますでしょうか。北村委員。

委員（北村 孝議員）

すみません、ちょっと参考のために聞かせていただきたいんですけど、この集会所の除却というのはね、早くからこういう全協なんかで私、たしか聞いてると思うんです。今日に至った経緯というか、財政的なものなのか、どういうところで今日になったのか、その辺ちょっとお聞きできますか。

町長公室（明松隆雄次長兼企画人権課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

明松次長。

町長公室（明松隆雄次長兼企画人権課長）

もともと平成17年度に閉めまして、除却という話も出ておったんですが、非常に厳しい財政状況もありましたので、そのまま存続という形で聞いてございます。ただ、令和に

入りまして、議会のほうでも一定除却、解体の設計につきまして、たしか令和2年度かなと思うんですが、こちらのほうで皆様に可決いただきまして、もうちょっと早い段階でする予定だったんですけども、新型コロナの感染拡大ということで、急遽その費用面とかいろいろなところで事業をコロナのほうに振り分けましたので、そのままそれは執行せずにとということで、それで今回改めて除却という形でご提案させていただいているところでございます。

委員（北村 孝議員）

ありがとうございます。

委員長（松井匡仁議員）

他にご質疑ございますでしょうか。勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

まずね、ごめんなさい、私の間違いやったらあれなんですけど、何か以前ね、新浜のこの集会所に町の指定ごみ袋、あるでしょう。あれの在庫を置いてる在庫倉庫にしてるとかって聞いてたんですけど、違いましたっけ。ここじゃなかったですか。違うかったらいいんですけど、もし置いてたんやったら、どうするのか。

委員長（松井匡仁議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

以前、遊休施設ということで、利用の用途がないということで使わせていただいております。今それはですね、何年前か忘れちゃったけども、この忠岡庁舎内にその機能は移管をしているということでございますので、今現在はございません。

委員（勝元由佳子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

じゃあ、あるときから、いつからか私も聞いてないから知りませんが、あるときから庁舎内を在庫倉庫というか、在庫の保管場所に変えてるということですよ。分かりました。

あと、先ほどの計画のところの話なんですけど、ちょっと私も町の計画を聞いたかったんですね。解体撤去をするということで、今回これ条例改正が上がってるんですけども、先ほどご答弁で、取りあえず解体撤去して、使い方というか利用は今後検討しますとおっしゃってたんですけど、そもそも町としてこういう計画を立ててます、だからつぶしますじゃなくて、取りあえず壊しますということなんですか。

町長公室（明松隆雄次長兼企画人権課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

明松次長。

町長公室（明松隆雄次長兼企画人権課長）

17年に閉鎖しまして、その後老朽化が進んでおりまして、借りております大阪府からも、非常に危ないので建物の撤去につきまして府からもずっと要望が出ておりまして、それにつきまして町のほうも協議の上、今回、撤去に至ったというところでございます。

委員（勝元由佳子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

この議案資料のほうにね、公共施設の管理計画にどうのって書いてはるんですけど、町の計画の中にはうたわれてないというか、今後どうするは書いてないんですね。というのは、さっきも言いましたけど、やっぱり本来は、こうしたい、町としてこういうふうにしたいという計画があって、こうしますというのがあるもんやと思うんですよね。だから、計画、まあまあ、老朽化してるから解体はしていただいていいんですけど、やっぱりある程度今後どうするかという、町の財産の活用も含めて、こういう公共の施設の使い方は、やっぱり町のほうである程度、先延ばしじゃなくて、ちゃんとビジョンを持って、こういうふうにしていくんだというところは考える必要はあると思うんですけど、そこはいかがですか。

町長公室（明松隆雄次長兼企画人権課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

明松次長。

町長公室（明松隆雄次長兼企画人権課長）

この計画なんですけども、こちらに書かせていただいております公共施設の管理計画において、このときは運用、運営を行わないという位置づけだったんですが、現在、本年度でございますが、公共施設の管理計画、改定をしているところでございまして、まだ改定中でございますので、何とも申し上げられるところもございませんが、その中で位置づけという形をしていきたいと考えてございます。

委員（勝元由佳子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

これに限らずですけど、やっぱりちょっと先のビジョンですよ。こうしていくんだという自治体の考え、計画を持って、だからこうするというふうに施策というか事業を本来していただきたいと思います。

あと、もう1個ね、先ほど令和2年度のときに設計委託の分ですかね、議会で可決していただいてとおっしゃってたんですけど、で、コロナで流れたというか、予算自体が流れたという認識でいいのかというのが1点と、じゃあ6年度に向けて、実際、解体の費用というか、工事を来年度事業でやっていくんですよというところで確認したいんですけども。

町長公室（明松隆雄次長兼企画人権課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

明松次長。

町長公室（明松隆雄次長兼企画人権課長）

令和2年度の予算につきましては、未執行のままという形で、未執行させていただきました。令和6年度、議員申されますように、来年度、解体、除却という形で予定してございます。

委員（勝元由佳子議員）

分かりました。

委員長（松井匡仁議員）

他にご質疑ございますでしょうか。

（なし）

委員長（松井匡仁議員）

ないようですので、質疑を終結いたします。

委員長（松井匡仁議員）

続きまして、討論を行います。討論ございますでしょうか。

（なし）

委員長（松井匡仁議員）

それでは、討論を終結いたします。

続きまして、採決を行います。

お諮りいたします。議案第9号 忠岡町地区集会所管理条例の一部改正について、原案のとおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（松井匡仁議員）

異議なしと認めます。

よって、議案第 9 号は、原案のとおり可決されました。

委員長（松井匡仁議員）

続きまして、議案第 10 号 忠岡町霊園条例の一部改正についてを、担当課より説明を求めます。

住民課（大谷貴利課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

大谷課長。

住民課（大谷貴利課長）

議案書の 31 ページをお願いいたします。議案第 10 号、忠岡町霊園条例の一部改正について、説明をさせていただきます。議案書第 10 号住民課資料をご覧ください。表面が資料 1 概要説明で、裏面が資料 2 の新旧対照表となっております。

現在、浜霊園を使用される方には、施設の維持管理のため必要な経費を管理料として 1 区画につき年間 500 円を頂いております。しかし、この金額は、浜霊園開設時から一度も見直しはされておらず、現在の金額のままでは光熱費等のランニングコスト分を賄うことしかできず、今後、施設の老朽化に伴い修繕を行っていく必要がございますので、近隣市町並みに改正を行うものでございます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

委員長（松井匡仁議員）

説明は、以上のとおりです。

ご質疑ございますでしょうか。是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

3 点お聞きしたいと思います。

1 つは、現在年間 500 円を 1,000 円に引き上げるという、その 500 円引き上げるという根拠ですね。根拠と、あと効果額。そして、周知方法はどのように周知されるのか。その 3 点についてお答えいただきたいと思います。

住民課（大谷貴利課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

大谷課長。

住民課（大谷貴利課長）

まず、500 円を 1,000 円に値上げする根拠でございますが、現在、年間ランニングコストだけでも 50 万以上支出してございます。この場合、修繕等を行わない場合での 50 万以上というコストでございますので、今後、施設の老朽化に伴ってくると、修繕の

必要性が出てくることもありますので、そういった分に賄う経費というものも確保する必要がありますので、値上げということでございます。

1, 000円という根拠でございますが、幾つか事務局のほうとしても3つほど案は出させていただいていたんですけれども、1つが年間1, 000円、もう1つが年間1, 500円、もう1つが年間2, 000円と、3つの案を当初用意してございました。これを墓地管理委員会のほうにおいて協議を行いまして、その結果、年間1, 000円としたということでございます。

次に、周知でございますが、令和6年度分以降の管理料を徴収、今後始まるんですけども、その前にですね、まずは広報紙等で周知を行うということと、あとはホームページのほうにももちろん掲載させてもらう。実際に納付書を送る際にも、なぜ値上げをしたかというふうな経緯も、説明を加えた一文を入れてご理解を求めようというふうに考えてございます。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

効果額についてのちょっとご回答がなかったんですけれども。

住民課（大谷貴利課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

大谷課長。

住民課（大谷貴利課長）

現在、約1, 000区画が使用申込みされておりますので、これを年間500円で掛けますと、年間約50万円の収入になります。これを年間1, 000円にいたしますと、単純に2倍ということになりますので、年間100万円の収入ということになります。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（松井匡仁議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

効果額が、現在50万円の収入があって、その1, 000円にすることによって50万さらに効果があり、年間100万円になるということだということであります。光熱水費、電気代の高騰というのがかなり大きいかと思いますけれども、年間50万円でいけると。さらにそこに修繕費ですね、ランニングコストは50万円でいいけど、修繕費が

ちょっと出せないというところに来ているから、そのさらに500円プラスということだというふうに理解したらいいんでしょうか。

住民課（大谷貴利課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

大谷課長。

住民課（大谷貴利課長）

管理棟でも現在、ちょっと屋根のほうが悪くなっています。また、周囲のブロック塀等々も結構老朽化が進んでいるということがございますので、そう遠くない将来にですね、こういったところの修繕を行う必要が出てくることも十分考えられますので、そういった分にかかる分の費用の一部として確保していかなければいけないというふうに考えてございます。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

50万円の範囲の修繕ということですので、簡易な簡便な修繕かとは思いますが。大きな補修というんですかね、改修工事が必要な場合は忠岡町が組むべきであるとは思いますが。忠岡町の土地で忠岡町の施設で、その分を利用者に負担を求めるというところにはやっぱり限界があるかと思いますが、簡単な、ちょっと穴ぼこができたというところとか、ちょっと椅子が壊れたとかいう簡単な修繕費の一部分というところでの負担というふうなことでの今回の500円の引き上げというふうに理解してよろしいでしょうか。

住民課（大谷貴利課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

大谷課長。

住民課（大谷貴利課長）

今、議員おっしゃいましたとおりですね、大規模な修繕だけではなく、細々としたそういった修繕が今後出てくるというふうに考えてございますので、まずはそういった分ですね、そういった分での経費というふうな意味で、今回、年間50万円の収入をですね、ランニングコスト以外にも確保しておけば、まずはそういった分でも十分対応はできていくのかなというふうには考えてございます。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

簡易な小さなちょっとした補修工事だと、その分だということと、修繕等ということで、バケツであつたり、ひしゃくであつたり、そういう細々とした備品的なそういったものも購入したりということにも充てたいということだとは思いますが、分かりました。で、あと大きなものについては、やはりきちっと忠岡町で支出をすべきだということとはちょっと申し上げておきます。

あと、周知方法について、広報紙、ホームページというところは一般的なんですが、利用者の方に対してどのようにというのがちょっとはつきりとよく分からなかったんですが、どのようにお知らせをして、どのように納めていただくというふうにお考えでしょうか。

住民課（大谷貴利課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

大谷課長。

住民課（大谷貴利課長）

令和6年度以降、また管理料のほうの徴収が始まりますので、ただ現在、管理料の徴収につきましては5年分を一括して納めていただくというふうな形をとってございます。そのタイミングに納付書を送るんですけども、その際に一定、なぜ値上げしたかという、そういった説明文も入れた形で、まず納付書を送付させていただくというふうな形になろうかと考えてございます。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

納付書と一緒に送るようなちょっと印象を今のお答えでは頂いたように思うんですが、本来はね、やはりそういう丁寧の説明してから納付書というふうになるかと思いますが、そういう引き上げたいということが、以前からその利用されている方々に、引き上げる予定がありますよとかいう、そういう告知というんでしょうか、そういったことはされてきたんでしょうか。

住民課（大谷貴利課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

大谷課長。

住民課（大谷貴利課長）

特にそういった告知的なことはしてはいません。ただ、これはちょっと個別のケースにはなるんですけども、今後、管理料どうなるのかなというふうなことで質問された際には、今後値上げすることも十分考えられますというような、そういった説明はしたこともございます。今使用されてる方に向けて全体的なそういった周知というものは、実際今まではしてこなかったというのも事実でございます。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（松井匡仁議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

周知徹底期間というものが、やはり何をするにも行政に必要なと思いますが、周知する期間ですね。それはどのぐらいを考えていらっしゃるのでしょうか。

住民課（大谷貴利課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

大谷課長。

住民課（大谷貴利課長）

今回この議案が、令和6年4月1日改正ということで条例が可決されましたら、先ほど言いましたようにもちろんホームページや広報紙等では周知をいたしますが、それ以外の周知ということについては、今のところ実際、納付書を送る際に一定のそういった説明文を入れるというふうな形で今考えているところでございます。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

私がお聞きしたのは、周知の期間はどのぐらいを見込んでいますかということをお聞きしたんですけども、どのぐらいでしょうか。

住民課（大谷貴利課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

大谷課長。

住民課（大谷貴利課長）

もう4月1日に条例改正、施行ということになるので、特に周知の期間は設ける必要はないのかなというふうに考えてございます。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

何でも行政ってやはり周知期間というのは設けることが、たかだかね、それは年間500円を1,000円で、そんなにというふうな金額ではないかもしれないし、使うものだから仕方ないというふうに皆さん思ってくださいとは思いますが、やはり丁寧にね。広報で載りましたんで即もう届きましたと、ええっみたいなの、そういうことというよりも、きちっとちゃんと周知徹底期間を設けて、そして納付書を送付するというのが丁寧なやり方であろうかと思しますので、周知期間については今のでしたら設けませんという、そういうお答えですかね。

住民課（大谷貴利課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

大谷課長。

住民課（大谷貴利課長）

ただ、4月になってすぐに納付書を送るかということ、実際準備する時間が必要でございしますので、若干その期間、今はっきりとどれぐらいの期間かということはお示しはできないんですけども、2か月か3か月か、それぐらいはちょっとそういった準備期間がございしますので、そういった間に広報紙、ホームページのほうで周知ができるのかなというふうに考えてございます。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

あまりこういった細かいことでお時間取りたくはないのですが、3月議会、今3月議会ですね。で、4月1日からのことを3月議会で決めるというのはちょっと時期的に遅いので、もし引き上げるのであれば12月なり9月とかいうふうな、半年ぐらい前とかそのぐらいに、このようにして議会で決まりましたということでお知らせして、4月1日からというふうにすることはできなかったんでしょうかという、最後です。

委員長（松井匡仁議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

その件に関しては私から答えさせていただきます。この管理料につきましては5か年をまとめて、ちょっと請求させていただいてるところがございます。これは数が多いということもありますし、その間ですね、例えば管理されてる方がお亡くなりになられたとか、そうしたところの調査にすごく時間等かかりたりもしますので、そうした形で5か年ということにさせていただいております。

先ほど委員のご指摘もありましたように、こちらとしましては広報紙、またホームページ等で掲載をして、それが出る前に納付書が届くとか、そういったことは基本的にはないようには考えておるんですけども、一応この令和6年度の管理料も含まれておりますので、少なくとも上半期までにはちょっと送りたいと思っております。そこはできるだけ時間に余裕を取りながら事務のほうは進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

実質的には周知期間が半年近くになるかもしれないということで、それはそれでなんですけど、私がお聞きしたのは9月、せめて12月議会までにこれね、お出しいただけることはできなかったんでしょうかということをお聞きしているんです。

ということで、それがいろいろ忙しかったということのご答弁のようでしたので、今後、やはり4月から施行される分を3月議会というふうな、そういう条例改正のあり方ではなく、余裕を持って、せめて4月1日実施をする施行が、4月1日やったら12月議会までにするというのが、これまでの忠岡町の行政の条例改正、大体そんなふうにされてきたんです。だけど、ちょっと急と、金額がこのぐらいいだからいいだろうということではなく、やはり住民に対して丁寧に説明をする期間、周知の期間ということ設けるために、やはり今後、4月1日施行やったら9月議会とか12月議会までに出すという方法をね、やはり努力というか、すべきだと思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

住民課（大谷貴利課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

大谷課長。

住民課（大谷貴利課長）

今後につきましては、十分な周知期間を設けるような形でしていきたいと思っております。

で、よろしくお願いいたします。

委員（是枝綾子議員）

よろしくお願いいたします。

委員長（松井匡仁議員）

他に、ご質疑ございますでしょうか。

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

この価格の改定のことでお聞きします。規定当時から価格、変わらずということをおっしゃってたかと思うんですけども、今回、倍の値上げということなんで、私、決算委員会のときもたしか申し上げたと思うんですけど、これに限らずですけど、町の定めてる金額ですよ。手数料とか使用料とか、価格を見直しせずずっと来てますよねと。よその自治体はやっぱりそのときの社会情勢とかに合わせて定期的に価格、見直ししてるんですよ。だから忠岡町もちゃんと見直ししてくださいねって申し上げたと思うんです。

で、これもずっと放置してきたということで、今回値上げ、価格改定なんですけど、ちなみに近隣はこれまで、この霊園の管理料とか見直ししてたんでしょうか。忠岡町だけがずっとほったらかしで、近隣はその状況に合わせて価格改定をしていたのかどうかということをお聞きしたいんですけど。

住民課（大谷貴利課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

大谷課長。

住民課（大谷貴利課長）

もちろん近隣も、こちらのほうも調べてはございます。恐らくその都度、金額見直しというのをやってきたと思います。ただ、近隣のこの泉州地域ですね、泉州地域と比較をしますと、本町の500円という金額は、ちょっと安過ぎるというふうな言い方になってしまいうんですけども、もちろんほかの公園墓地、いろいろその管理をする内容というのは違いはあるかと思うんですけども、そういう中でもやはり忠岡町の管理料は泉州の他の公営墓地と比べると。すみません、見直しはもちろん、これはその都度しているというふうに我々も考えておりますし、実際、見直しをやったというふうに回答いただいたところもございます。

委員（勝元由佳子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

だから近隣は多分今まで、暫時的にやってきてるわけですね。忠岡町だけがやってこなかった。大谷課長が今おっしゃったように、住民側からすればお安くて、いい状況やったと思うんです。だけど、どこまでいったって修繕管理とか維持費かかるというところで、だからどの自治体も社会情勢に合わせて定期的に見直ししてるわけなんです。そこはある意味、町側の怠りですね。というところは指摘させていただきます。ですので、同じ状況があるんやったら、ほかの部署もちゃんとしてくださいねということはここで申し上げさせていただきます。

それに付随して、やっぱりいきなりごおんって、今回、倍でしょう。500円の価格差ですけど、それを今まで定期的に改定してればちょっとの値上げで済んだものを放置していると、こんだけごおんって、いきなり値上げってなると、それはそれで住民的には負担大きいので、やっぱり定期的な見直しの必要性があるということは指摘させていただきますね。

あと、この間の全協のその他案件でも全額返金のところでご報告あったと思うんですけど、ちょっとその関連ですけど、この管理料は全額返金の中に入ってたのか入ってなかったのか。というのは、谷野部長、答弁でおっしゃってた町の規定に、そもそも本来使用料と管理料は、徴収したら本来返さないってなってるところを、町が全額返してたわけでしょう。だから、使用料と一緒に管理料とかも返したのか、それとも使用料だけを全額返してたのか、ちょっとそこをどちらか、教えてください。

住民課（大谷貴利課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

大谷課長。

住民課（大谷貴利課長）

返還していたのは使用料だけでございまして、管理料は返還してございません。

委員（勝元由佳子議員）

なるほどね。委員長。

委員長（松井匡仁議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

じゃあ、管理料は今までもちゃんとメンテナンスに使っていたということでもいいんですね。分かりました。

あと、先ほども是枝委員のほうからもご指摘ありましたが、お知らせですね。お知らせの部分で、何かホームページ、広報等という、いつもの周知方法で、あと納付書と一緒に説明文、送るだけなんですということやったんですけど、これ、霊園のところに普通に1枚、看板じゃないですけど、告知する、貼るとかでも全然できるんですけど、そういう

のをする気がないのかというところが1点と。

先ほどからの答弁、聞いてますと、「こういうふうにしたらいんじゃないのか」って、「こうすべきじゃないか」とかって質問あってもね、指摘とかがあっても、「設けません」とかね、ちょっと議会の意味ないんじゃないですかって、そこをお聞きしたいんですけど。分かりますか。

住民課（大谷貴利課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

大谷課長。

住民課（大谷貴利課長）

今ご指摘ありましたように、まずお知らせですね。霊園のところに看板等の設置ですけど、それは何か、そういう形を取っていきたいと思っております。

もう1点目の、すみません、こうすべきというのが。

委員（勝元由佳子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

一応、今そうやって、よく利用者さんの目につくところで看板とか、そういうポスターじゃないですけど、掲示、告知をしていただけるというところは、そこはやっていただきたいんですけども、そもそも最初に是枝委員がちゃんと期間、周知の期間、設けなくていいのかとかね、ご指摘されてても、善処する答弁、最初されてなかったでしょう。だから、そんなんやったら議会で言う意味ないじゃんというところで指摘させてもらったんです。ですので、役場の皆さん方は、議会からこうやっていろいろ、こうしたほうがいい、ああしたほうがいいって言われたら、「いや、俺ら、こうなんじゃ」じゃなくて、ちゃんと前向きに考えてくださいというところは申し上げさせてもらいます。

以上です。

委員長（松井匡仁議員）

他に、ご質疑ございますでしょうか。

（なし）

委員長（松井匡仁議員）

すみません。私、ちょっと質問をさせていただきたいと思います。

副委員長（河瀬成利議員）

委員長が質問ございますので、代行、替わります。

（河瀬副委員長、委員長席に着く）

委員（松井匡仁議員）

副委員長。

副委員長（河瀬成利議員）

松井委員長。

委員（松井匡仁議員）

すみません、よろしくお願いいたします。

この霊園の案件なんですけれども、ここへ上程される前に霊園は墓地管理委員会という委員会が開かれております。で、この案件、もともと墓地管理委員会の、財政が苦しいので委員のほうから、委員会のほうから上げてほしいという答申があつての議案なのか、もしくは町のほうで上げていったほうがいいのかという判断の下、墓地管理委員会に諮ったといえますか答申を求めて、もんでここに上がってきたのか、どちらになるのでしょうか。

副委員長（河瀬成利議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

この使用料の返還の問題につきましては、議会でもこれまで取り上げられてきたこともございますし、我々もこの墓地に関する住民の皆様のお考え方が大きくこの10年変わってきておりますので、そうした中で何らかの対策というんですか対応していかなければならないというところは、従前から持っていたところでございます。

で、その墓地管理委員会というのは、こうしたものの諮問、答申をする機関ではございませんでして、我々がいろいろと調査をして、問題点であったりとか改善点であったりとか、そうしたところの資料を委員会に諮りまして、委員の皆様のご意見を伺うといったような流れでございまして、一定皆様に、その他案件の資料ということでいろいろとこれまでのデータもお示しをさせていただいておりますけれども、同様の資料をご説明させていただきまして、時代の流れもあるなというようなご意見も賜ったところでございます。そういうところでございますので、諮問、答申を頂いたというわけではなく、こちらのほうからちょっと説明をさせていただいて、いろいろとお話を伺ったというところでございます。

以上です。

委員（松井匡仁議員）

副委員長。

副委員長（河瀬成利議員）

松井委員長。

委員（松井匡仁議員）

ちょっと意味が分からなかったんですけれども、諮問、答申する場所ではあると思うんですよ。向こうで諮る場所ではありませんけれども、皆様のご意見を伺う場所ですか

ら、諮問、答申する場所です。でないというのはちょっとおかしい話で、今回は役場のほうから墓地管理委員会のほうに上げていこうかという話やったというふうに聞いたんですけども、そのときに委員皆さんのほうからの意見というのは何かありましたか。ちょっと資料に載ってないんですけど。

副委員長（河瀬成利議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

いろいろと意見がございまして、その中には議会議員も4名含まれておりまして、今まで返してきたのに、それを返さなくするのはいかななものか、反対であるというような声もございました。

委員（松井匡仁議員）

そなん、違う違う。

住民部（谷野栄二部長）

使用料の話ですか。

委員（松井匡仁議員）

1,000円に上げる話。

住民部（谷野栄二部長）

失礼しました。この使用料の話につきましては、特に意見はなかったかと思います。委員長のほうで値上げのところを一定、このように進めたらいいんじゃないかというご意見を取りまとめいただいたところでございます。

委員（松井匡仁議員）

分かりました。ありがとうございました。

副委員長（河瀬成利議員）

それでは、進行をお返しいたします。

（松井委員長、委員長席に戻る）

委員長（松井匡仁議員）

他に、ご質疑ございますでしょうか。

（「なし」の声あり）

委員長（松井匡仁議員）

ないようですので、質疑を終結いたします。

委員長（松井匡仁議員）

続いて、討論を行います。討論ございますでしょうか。

（「なし」の声あり）

委員長（松井匡仁議員）

では、討論を終結いたします。

お諮りいたします。議案第１０号 忠岡町霊園条例の一部改正について、原案のとおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（松井匡仁議員）

異議なしと認めます。

よって議案第１０号は、原案のとおり可決をされました。

委員長（松井匡仁議員）

続きまして、議案第１２号 令和５年度忠岡町一般会計補正予算（第７号）についてを、本常任委員会に係る部分についてのみ、担当課より説明を求めます。

財政課（岩佐式人課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

岩佐課長。

財政課（岩佐式人課長）

議案書の３９ページをご覧ください。議案第１２号、令和５年度忠岡町一般会計補正予算（第７号）についてご説明させていただきます。

第１条は歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の総額にそれぞれ１億１，０８１万１，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を９４億２，５４７万９，０００円とするものでございます。

内容につきましては事項別明細書により、総務事業常任委員会に係るものののみご説明させていただきます。

４３ページをご覧ください。歳入でございます。第１０款、第１項、第１目 地方交付税で、補正額５，１７２万円は、普通交付税でございます。

次ページにまいりまして、第１８款の繰入金、第１項 基金繰入金、第１目 財政調整基金繰入金で、補正額３，６８５万１，０００円でございます。第２０款 諸収入、第４項、第１目 雑入で、補正額１０９万２，０００円は、消防賞じゅつ金等受入金でございます。

次ページにまいりまして、歳出でございます。第２款 総務費、第１項 総務管理費、第１目 一般管理費で、補正額３，３１２万３，０００円は、退職者の発生に伴う退職手当でございます。

第７目 基金費で、補正額５，４０４万７，０００円は、普通交付税再算定に伴う財政調整基金積立金及びこども園整備事業の事業費確定に伴い逡次繰越指定の財源として順次取り崩してきました愛の福祉基金の余剰金を基金に復元するための愛の福祉基金積立金でございます。なお、認定こども園整備事業の最終確定事業費の詳細につきましては、６月

議会において継続費の精算報告と同時に説明させていただく予定としております。

次ページにまいりまして、第9款、第1項 消防費、第2目 非常備消防費で、補正額109万2,000円は、消防団員退職報償金でございます。こちらは消防賞じゅつ金等受入金において財政措置がなされます。

説明は、以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

委員長（松井匡仁議員）

ありがとうございました。

説明は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

まず、ページ数でいいますと43ページの歳入の地方交付税の普通交付税が5,172万円、入ってきております。これは地方交付税の再算定が行われて、これが入ってきたということであります。財政課長、この年度はもう再算定ないかもしれないというふうにおっしゃって、当初の予算のときにはおっしゃっておられたんですけれども、再算定があった理由についてご説明いただきたいと思います。

財政課（岩佐式人課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

岩佐課長。

財政課（岩佐式人課長）

普通交付税の再算定でございますけれども、これは通年、再算定というものは基本的にはあるものではないと。過去の私の知る限りで言いますと、平成24年度、民主党政権時代に児童手当が子ども手当という名称であった頃に再算定があったというふうに記憶しております。それ以降、コロナの流行によって、令和3年、4年、5年と、今回5年ですけれども、3年連続で普通交付税の再算定というのとはなされております。ですので、今現時点では令和6年度も再算定があるのかどうかといいますと、そこは社会情勢、国の状況等によりますので、今、私のほうでは何とも言えないというところが答えでございます。

今回、再算定があった経緯につきましては、国のほうの国税収入のほうは、令和4年度の決算と令和5年度の推計というのが、国のほうも当初の想定よりかなり結果として伸びてきているというところで、12月の国の補正予算第1号によってそこが大幅に増額されたことによって普通交付税のほうも、要は再算定ということになったという経緯でござい

ます。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（松井匡仁議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

国税収入が増えたということで地方交付税の再算定が行われたということでよろしいですね。

財政課（岩佐式人課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

岩佐課長。

財政課（岩佐式人課長）

そのとおりでございます。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（松井匡仁議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

景気が低迷しているのに国税収入が増えているというのは、ちょっと何とも私も、これはまた予算議会等でしていきたいと思えますけれども、この再算定が行われた中身ですね。費目ですね。基準財政需要額においての費目が新設されたという、ちょっと資料にあります、臨時経済対策費と臨時財政対策債の償還基金費という、この2つが新設されたというところで、これがこの5, 172万円の根拠ということでもあります。ちょっとお聞きしたら臨時経済対策費が2, 741万7, 000円、これは国庫補助事業があるところに使うということですが、忠岡町は国庫補助事業が今ないので、これはちょっと浮いた状態になっていると。

そして、もう1点の臨時財政対策債、忠岡町も発行しておりますが、償還の基金費というところで2, 251万4, 000円ですね。ということが来ていると。この臨時財政対策債の償還基金は令和6年度、7年度に見込まれる前倒しで交付がされているから、今回こちらの45ページの歳出のところの積立金、財政調整基金積立金で2, 300万円ですね。ほぼほぼ同額が、減債基金が忠岡町がないためにここに積んでいるということのようでもあります。

そのところで、臨時経済対策費という部分は、忠岡町、国庫補助事業がないけれども、その費目として2, 741万7, 000円来ているということでもありますので、これにつ

いてはやはり今後、経済対策費、忠岡町の地域経済がこの辺大変冷え込んでいるし、物価高騰で住民の暮らしも大変だということでもありますので、そういった住民の暮らし、地域経済の対策のために使うべきものだというふうに、費目としては基準財政需要額において必要があるだろうということですから、それはやはり今後、忠岡町はそのことで使っていくべきだと思いますが、いかがお考えでしょうか。

財政課（岩佐式人課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

岩佐課長。

財政課（岩佐式人課長）

一応、国のほうでの需要額の臨時費目の創設ということで、こちらの意味合いというのがもちろん国のほうの資料でも示されておるんですが、地方団体が経済対策の事業等を円滑に実施するために必要な経費を算定するというふうなことになってございます。あくまで普通交付税は、町の財源としては貴重な一般財源というところでございますので、今、議員いただいたご意見等も踏まえてですね、この辺の部分については有効な活用ということでさせていただきたいなと思っておりますけれども、いかんせんこれ、令和5年度の3月ということですので、これから新規事業を、この3月末までに終わらせるというようなところで、新規事業の追加というのはできませんので、こういった一般財源について極力、そういった有効に活用できるような形で管理のほうはしていきたいなというふうに考えております。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

そうですね。臨時経済対策費という2,741万7,000円、これ、地方交付税として交付がされているのですから、新年度ですね、今後これをきちっと住民の経済対策に使っていくということで使うべきだということは申し上げておきます。よろしく願います。

続いて、もう1点。

委員長（松井匡仁議員）

どうぞ。

委員（是枝綾子議員）

もう1点、すみません。財政調整基金ですね。積立金2,300万円、これはちょっと減債基金のために積んでおかないといけないというものはあるんですけれども、これを積

み立てるということで財政調整基金の残高は幾らになりますでしょうか。

財政課（岩佐式人課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

岩佐課長。

財政課（岩佐式人課長）

令和４年度の決算の時点では１２億６，９４９万５，０００円ということでございました。で、今年度中に令和４年度の決算剰余金の部分を積むというのと、今回こういった国から頂いてる臨時財政対策債の償還の部分で算定されてる部分を積みまして、想定ですけれども、令和５年度末は１６億５，５４９万５，０００円。これに今年度、ふるさと納税で頂いてる、ご寄附いただいた部分を積むというところで１７億いかないぐらいなのかなというような残高になると見込んでございます。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

この約１７億円、令和５年度末での見込みということの、財政調整基金だけですね。ほかの愛の福祉基金とか入れずに財政調整基金だけで１７億円弱あると。そのうち減債基金が忠岡町はないので、そういった償還しなければいけない部分については含まれていますけれども、やはりこれを今、物価高騰、コロナもまたね、今またはやってきております。忠岡町地域経済ね。本当に住民の暮らしも大変というところがありますので、これはきちりと、きちんと活用して、少しでも住民の暮らしを支えるというふうにしていただきたいと思います。財政課長に聞くということのもあれなんで、ここは町長にちょっとお聞きしたいと思います。

委員長（松井匡仁議員）

杉原町長。

町長（杉原健士町長）

今まで、やっとなんかこういう状態になって、そういう意見もありますけれども、いつ何が起るかわかりませんので。災害対策等々もございますやろうし、今、能登半島のほうにいろいろ派遣しまして、その教訓を得て、いろんなこともまた６月議会に提案していかんかなとかいうようなこともあるかもわかりませんので、その辺も踏まえながら考えていきたいと思っております。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（松井匡仁議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

災害対策は災害対策として、これはしていかなければいけないですけども、住民の暮らしを支えるという福祉の向上ですね。地方自治の本旨である、そこをやはりきちっとしていく行政にしていくなさるべきだという意見は申し上げておきます。

委員長（松井匡仁議員）

他に、ご質疑ございますでしょうか。

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

まず、消防のほうの案件から聞きますね。歳入と歳出で上がってるこの消防賞じゅつ金等受入金が、そっくりそのまま報償費、消防団員の退職報償金になっている部分なんですけれども、まずこれ、消防のほうにお聞きしたら、何か今まで積み立てた分をお返しするというんですかね、というふうにお聞きしてるんですけども、これは単に今までご本人が積み立てたのをお返しするという返還金なのか。ただ、でも、支出のところを見たら退職報償金ってなってるから普通に退職金扱いなのか、ちょっとそこら辺、どういう種類のものかというところでお聞きしたいんですけども。

消防総務課（森田憲久課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

森田課長。

消防総務課（森田憲久課長）

こちらに関しましては、例年、消防団員等公務災害補償等共済基金負担金というところで、基金のほうに負担金としてお支払いしてます。で、この基金のほうから退団される団員さんに報償金として支払われるシステムとなっております。

委員（勝元由佳子議員）

ということは退職金扱いということ。

消防総務課（森田憲久課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

森田課長。

消防総務課（森田憲久課長）

退職金です。

委員（勝元由佳子議員）

なるほど。委員長。

委員長（松井匡仁議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

あと、今回のこれ、何人、お1人なのか複数名なのかとか、あと定年なのか途中で若い方というか、が辞められるのか、そこはいかがですか。

消防総務課（森田憲久課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

森田課長。

消防総務課（森田憲久課長）

令和6年度で申し上げますと合計6名になります。そのうち、年齢による退団者が3名、住居が転出されたことによる退団者が1名で、あと、自己都合による退団が2名という形になっております。

委員（勝元由佳子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

今年度ですよ。分かりました。ちょっと6年度っておっしゃったので。で、途中で辞められた方の、従前から消防団員さんのなり手不足のところ、消防団のね、消防のほうも結構お困りかなと思うんですけど、転居とかやむを得ない事情はさておき、自己都合で辞められた方とかはやっぱある程度、何で辞めるかとか、聞ける範囲でですけど、そういう調査なりはされてるんでしょうか。

消防総務課（森田憲久課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

森田課長。

消防総務課（森田憲久課長）

退団時に調査のほうは行っております。

委員（勝元由佳子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

じゃあ、あえてその理由お聞きしませんけど、そこは今後の団員募集とかにつなげてい

ただいたらとは思いますが。

あと、同じくですけど、45ページのうちの職員の退職手当のところでお聞きします。これも従前からお聞きしてですけど、ちょっと金額、3,000万超えてるので、大きいなというところが正直なんです。で、途中で辞められる方なんですけども、これ何人なのかというのと、管理職以上がいれば何人、管理職でない者何人とか、ちょっとそこら辺、ざっくり教えていただけたらと思いますけど。

秘書人事課（中定昭博課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

中定課長。

秘書人事課（中定昭博課長）

今回の退職手当の対象者でございます。3名でございます。その中、管理職が1名ございます。

以上です。

委員（勝元由佳子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

ちょっとやっぱり、そうですね、金額が大きいので、そんな若手の方の退職金で、もしこの3,000万円超えてるんやったらかなりの人数やなと思ったんですけど、管理職の方がやっぱり定年を迎えずに辞めるというところは、それなりの理由があると思います。

先ほど消防にもお聞きしましたが、やっぱり途中で辞められる方というところで、やっぱり辞める理由ね。やむを得ない事情というか、まあ、それやったら仕方ないねというところ以外のところは、人事のほうでも今までもされてると思うんですけど、いろいろ私も各部局、聞いてると、「えっ、あの人、おれへんの」とか、ある業務、たどっていったら「前任者、辞めました。その前任者も辞めました」とかって、ちょっとびっくりすることが最近もあつたりとかして、ちょっと辞める方、多いなという印象があります。ですので、できるだけ中途退職の方ね、忠岡町を去っていくことがないように、そこは人事のほうでやっていただきたいんですけど、とりあえず今、そういう中途退職者防止の何かやってはるんやったら、そこは人事のほうでお考えというか、お答えいただけたらと思うんですけど。

秘書人事課（中定昭博課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

中定課長。

秘書人事課（中定昭博課長）

退職者が出ているというところは、かねてからずっと懸案として考えているところです。退職者についてもそれぞれに事情を、聞ける範囲でお伺いしております。どこまで正直に言うていただいてるかは分かりませんが、ここ最近はこの忠岡町が嫌やとか、そういう事情でないのがほとんどでございます。ほとんどといいますか、私、記憶で遡ると、ここ数年ではそういう声は聞いておりません。家庭の事情であったり通勤の距離であったりというところが多かったかなというふうに考えております。

委員（勝元由佳子議員）

はい。

委員長（松井匡仁議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

一応ヒアリングされてるというところで、分かりました。1点、私自身、退職した経験のある者から言いますけど、経験で申し上げさせてもらいますと、やっぱり新卒で就職したところって、初の退職になるので、本当に嫌やと思って、言わないです。私も言わずに辞めましたから。「ありがとうございます」、むしろ「すみません」と謝り倒して、できるだけトラブルなくね。もうずっと辞めたいというのがあるので、ずっと辞める方向で言っているんで、そこはおっしゃってる内容は、あまり真に受けるのはどうかなということとは申し上げさせてもらいます。

あと1点、ちょっと財政のほうに確認なんですけど、ちょっと前に町民グラウンドの改修事業費の予算のことでお聞きしたときに、たしか何か3月議会で財源更正等々、何か上げるか何かというようなこととお聞きしたと思うんです。

というのは、当初、予算3億6,000万でしたけども、いろいろあって事業を縮小してるでしょう。だからいろいろ変わってるというところで、「どうなってるんですか」ってお聞きしたら、多分「3月議会で」っておっしゃってたようなことを思うんですけど、これ、補正予算案見たら入ってないので、そこら辺、今年度の当初予算の部分はどこでどう処理されるんでしょうか。

財政課（岩佐式人課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

岩佐課長。

財政課（岩佐式人課長）

追加議案のほうで計上させていただきます。

委員（勝元由佳子議員）

追加。はい、分かりました。

委員長（松井匡仁議員）

他に、ご質疑ございますでしょうか。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（松井匡仁議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

45ページの退職手当3名ということで、この時期に4月1日採用の採用がもう決まっている段階で3名の退職というのは、忠岡町の業務、仕事をするに当たって、やはりその補充というのが、もう急ですのですね、できないかと思いますが、その点、仕事が回っていくのかどうか、業務に支障がないか、住民サービスに影響が出ていかないか、その点についてはどのようにお考えでしょうか。

秘書人事課（中定昭博課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

中定課長。

秘書人事課（中定昭博課長）

今ご指摘のとおり、退職というので影響がないかという、ないことはないです。ですが、体制であつたりそういったところで工夫をしながら、極力、住民さんにはもちろん影響が及ばない形につくっていこうと思っております。

委員（是枝綾子議員）

分かりました。

委員長（松井匡仁議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

業務に支障が出ない、また労働時間がね、残業しないといけないとか、そういうことにならないように、住民サービスの低下にならないように、また対処をお願いいたします。

委員（松井匡仁議員）

他に、ご質疑ございますでしょうか。

北村委員。

委員（北村 孝議員）

すみません、退職者のことですが、報道にもよりますけど、公務員不足というのはかなり出てるみたいで、定年退職は別として途中退職、以前に比べて増加傾向にあるのか、今後どういうふうな形で見てはるのか、その辺ちょっとお聞かせいただけますか。

秘書人事課（中定昭博課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

中定課長。

秘書人事課（中定昭博課長）

15年、20年前から比べると増加という表現になると思いますが、ここ数年は同じような水準で推移しております。

委員（北村 孝議員）

今後はどういうふうに見てはるんですか。

秘書人事課（中定昭博課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

中定課長。

秘書人事課（中定昭博課長）

世代が変わっていきますので、今後、今よく言われるZ世代というような世代の方々、一概に言うわけにはいきませんが、やはり転職というもののハードルが大変低くなってございます。また、売り手市場になっておりますので、やはり転職というのは今後どの社会でも出てくるのが当然の世界になっていくのかなというのは考えております。その中でも本町の大事な人材ですので、流出しないように、他の市町村にないような施策も含めていろいろ講じていく必要があるなというのは考えているところです。

委員（北村 孝議員）

ありがとうございます。

委員長（松井匡仁議員）

他に、ご質疑ございますでしょうか。

（なし）

委員長（松井匡仁議員）

ないようですので、質疑を終結いたします。

委員長（松井匡仁議員）

続きまして、討論を行います。討論ございますでしょうか。

（「なし」の声あり）

委員長（松井匡仁議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

続きまして採決を行います。

お諮りいたします。議案第12号 令和5年度忠岡町一般会計補正予算（第7号）について、原案のとおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

委員長(松井匡仁議員)

異議なしと認めます。

よって議案第12号は、原案のとおり可決されました。

委員長(松井匡仁議員)

以上で、本委員会に付託を受けました議案4件について、全て議了いたしました。

本日の審査経過並びに結果につきましては、次の本会議において委員会委員長報告を行います。委員の皆様方、ご協力よろしくお願いいたします。

委員長(松井匡仁議員)

その他、理事者のほうで何かございますでしょうか。

(なし)

委員長(松井匡仁議員)

何か、皆さん、ございませんですね。

(なし)

委員長(松井匡仁議員)

ないようですので、総務事業常任委員会を閉じます。

委員長(松井匡仁議員)

閉会に当たり、町長よりご挨拶を頂きます。

町長(杉原健士町長)

委員長。

委員長(松井匡仁議員)

杉原町長。

町長(杉原健士町長)

慎重にご審議いただきましてありがとうございます。まだまだ委員の皆様方にはいろいろとご相談しなければあかんとところが多々あるかと思います。

霊園の問題、また最後に出ました退職者の問題というのも、我々、職員を見守る中で、人事だけじゃなしに各課においても担当の部の上の方がしっかりとコミュニケーション取りながら、絶えず人と人のつながりというんですか、そういうものを大切にしながら、絶えず指示は出してるんですけども、突然、今も言ってるようにほかの職種に替わっていくという、今までは何か、公務員が一番の優遇されてるような職やったというような形があったんですけど、その辺も何か、今は若い子の考え、ちょっと分かりません。

という中で、いろいろご心配かけるようになるかも分かりませんが、その辺も踏まえながらしっかりとかじを取っていきたいと思いますので、今後ともよろしくご指導の

ほどお願いいたします。

本日は誠にありがとうございました。

委員長（松井匡仁議員）

ありがとうございました。

以上で総務事業常任委員会を閉じます。

委員の皆様、ご苦勞さまでございました。ありがとうございました。

（「午前 1 1 時 3 1 分」閉会）

以上、会議の顛末を記載し、これに相違ないことを証するため、ここに署名いたします。

令和6年2月29日

総務事業常任委員会委員長 松 井 匡 仁

総務事業常任委員会委員 勝 元 由佳子